

第7章 そ の 他

1 許可書等の再交付

(1) 再交付の種類

- ア 許可書
- イ 完成検査済証
- ウ タンク検査済証

(ア) 正本のみとし、副本（プレート）の再交付はされないものであること。（い）

(イ) 廃止後のタンクの再交付はされないものであること。

(2) 手続

規則により再交付の手続をすること。（い）

(3) 手数料

ア 手数料徴収条例により手数料が必要であること。

イ 手続については、手数料の納付を確認した後に受け付け再交付の手続をすること。（い）

2 予防規程

(1) 作成単位

ア 原則として、危険物製造所等毎に制定する。（い）

イ 制定を必要とする危険物製造所等を複数有する場合は、該当する危険物製造所等、全て網らした一つの予防規程を作成するよう指導する。（い）

3 廃止の届出

(2) 届出

ア 届出は、廃止後とする。

イ 届出書には、許可書及び完成検査済証（原本）を添付すること。また、タンクを有する場合は、タンク検査済証（正本・副本）を添付するよう指導すること。（い）

ウ イの添付書類を紛失等し、添付できない場合は、顛末書を提出するよう指導すること。（い）

(3) 廃止にともなう留意点

ア 廃止の方法

(ア) 地下貯蔵タンクを有する場合は、「稲沢市地下貯蔵タンクの用途廃止に係る安全対策指導要領（平成17年4月1日施行）により指導すること。

(イ) 地下貯蔵タンク以外のタンクについては、マンホール配管等の開放を確認し、その他は安全が確認されるように(ア)の基準に基づき指導すること。

(ウ) 廃止については、廃止の方法を確認し指導すること。（い）

(エ) 危険物（可燃性蒸気を含む。）及び標識・掲示板の撤去が廃止の条件であること。（い）

(4) 文書廃棄

廃止については、現地を必ず確認し、以後、決裁による文書廃棄すること。ただし、写真等により廃止処理が確認できる場合は、この限りでない。（い）

4 休止の届出

(1) 届出

ア 規則第12条による

イ 危険物製造所等の使用を3か月以上にわたって休止するとき (い)

ウ 届出は7日前までに

(2) 休止の留意点

ア 危険物は原則として抜き取り、内部の可燃性蒸気を排出しておくこと。(タンククリーニング)

イ 危険物を抜き取り休止した場合であっても、法に基づく義務(自主点検、漏れ点検等)は免除されないものであること。(い)